

# 定 款



株式会社 データホライゾン

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社データホライゾンと称し、英文では、DATA HORIZON CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ、通信システム、その周辺機器、関連機器ならびにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用および その代理業
- (2) 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
- (3) 医療および医療事務に関する調査、研究業務
- (4) 診療報酬事務ならびに病院一般事務の請負
- (5) 医療保険明細書の監査業務の代行
- (6) 医療情報の収集、加工、分析および提供の事業
- (7) 疾病管理および疾病予防に関する指導および支援等の保健事業
- (8) 各種情報処理サービスおよび情報提供サービス
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、取締役会の決議を経て取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第15条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ

め取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名以内、監査等委員である取締役4名以内をおく。

(選 任)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の任期)

第22条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始

の時までとする。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役にこれに代わる。

- 2 取締役会の招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第27条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、役付取締役を選定することができる。

(執行役員)

第28条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会の決議により、役付執行役員を選定することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第6章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令で定める範囲内で免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第36条 前条のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第37条 剰余金の配当および中間配当が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第38回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令で定める範囲内で免除することができる。

以 上